

令和7年10月1日  
中部運輸局自動車交通部  
自動車監査官

## 日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月1日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づき、中部運輸局管内各運輸支局において自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

### 記

#### 1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

#### 2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（16 営業所）

| 支局 | 郵便局 | 行政処分    | 支局 | 郵便局 | 行政処分             |
|----|-----|---------|----|-----|------------------|
| 愛知 | 東 栄 | 1両×139日 | 岐阜 | 小 坂 | 1両×119日          |
| 愛知 | 豊 根 | 1両×105日 | 岐阜 | 春 日 | 1両×133日          |
| 福井 | 四箇浦 | 1両×155日 | 岐阜 | 上 宝 | 1両×141日          |
| 福井 | 河和田 | 1両×138日 | 岐阜 | 谷 汲 | 1両×128日          |
| 福井 | 北中山 | 1両×126日 | 岐阜 | 鳩 谷 | 1両×122日          |
| 福井 | 坪 江 | 1両×151日 | 三重 | 紀 勢 | 1両×155日          |
| 福井 | 北 潟 | 1両×152日 | 静岡 | 北 山 | 4両×23日<br>1両×27日 |
| 福井 | 細呂木 | 1両×149日 | 静岡 | 湯ヶ島 | 1両×160日          |

#### 3. 処 分 日

令和7年10月1日（水）

#### 【問い合わせ先】

中部運輸局自動車交通部自動車監査官 田中、中野

TEL：052-952-8038